

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530081

研究課題名（和文）

担保法制の現代化・国際化：UNCITRAL担保立法ガイドを契機として

研究課題名（英文）

Globalization and modernization of the security legislation: studying by UNCITRAL

研究代表者

田高 寛貴（TADAKA HIROTAKA）

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：60286911

研究成果の概要（和文）：

わが国では、個別財産を担保目的とする法制度は種々存在するものの、個々の財産が一体となって経済的効用が生み出されているような場合に、そうした集合体を包括的に担保目的とすることについては、立法に不備が残されている。そうした状況にあるわが国の担保制度を再構築するための手がかりが UNCITRAL 担保立法ガイドには、種々存在する。たとえば、種々の担保手段について、その形式の如何を問わず、実体にそくして担保権として把握することを旨としていることが注目される。このことは、種々の目的財産や担保手段を統合する包括担保を志向するうえでは必須のものといえる。とりわけ、所有権留保やファイナンス・リースを包摂した担保法体系の構築は、わが国の解釈論にも大いに参照されるべきものといえる。また、倒産手続下における担保権の処遇や、司法手続外での担保権実行の道筋を描いているところは、わが国の非典型担保の解釈論、立法論に不可欠のものと解される。

研究成果の概要（英文）：

In Japan, there are enough legal systems which assume individual property in various ways, but legislation to realize a comprehensive security is short. There is a clue to rebuild a security system of our country in such situation to UNCITRAL security legislation guide in various ways. For example, about various kinds of security means, it attracts attention regardless of the form to make it a principle to accord with substance, and to grasp it as lien. This can say that it is a required thing in intending an inclusion security unifying various kinds of purpose property and security means.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：民事法学

キーワード：担保、UNCITRAL

1. 研究開始当初の背景

今日における商取引のグローバル化の進展は言を待たないところであるが、商取引にお

いて必須の存在である担保については、各国ごとに相当に異なる法制がとられているのが実情である。そうしたなか、担保法制の国際

的な調和をめざし、あわせて、信用供与システムの現代化を推進するべく取りまとめられたのが、2007年12月に国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）総会において承認・採択された「UNCITRAL 担保取引立法ガイド」である。わが国においても、担保法制の現代化は不可欠なものであり、また、国際社会のスタンダードに適合的な法の整備を図ることは望ましいものであり、わが国の担保法制の今後のあり方について、UNCITRAL 立法ガイドを基礎として検討をすることは、非常に有益なものといえる。

もつとも、UNCITRAL 立法ガイドの内容は、わが国の担保法制とは相容れない部分が少なくなく、これをそのまま採用することは現実的とはいえない。しかし、UNCITRAL 立法ガイドをわが国の立法ないしは解釈論に直接的に影響させることができる領域は、少なからず存在する。それは、非典型担保と総称される、民法典に規定されていない担保諸制度である。

とくに、集合物譲渡担保に関しては、実務における重要性が高まりをみせており、そうした実務の需要にも十分に応えうような集合物担保の制度設計への道筋を描くために、UNCITRAL 立法ガイドを手がかりとして、従来の理論や解釈を展開させることは、十分に検討される意義をもつものといえる。

また、わが国では、事業を展開していくために一体として運用されている財産を包括的に担保目的とする制度として、いくつかの財団抵当制度が特別法によって設けられているが、その必要性自体は実務でいっそう高くなっているのにも関わらず、利用が停滞している状況にあるとされる。そのため、財団抵当制度を再構築することは、現時の担保法学における最重要課題の1つとも目されるものである。この点、UNCITRAL 立法ガイドには、

財産の種類を超えた、包括的な担保制度や、それを支える担保登記制度が詳細に定められており、わが国における今後の立法においても、重要な資料とみるべきものになる。

さらに、抵当権についても、解釈上争いのある問題は少なくない。たとえば、抵当権と先取特権あるいは留置権の優先劣後関係をめぐっては、裁判例においても見解が分かれるところがあり、学説上も種々議論されている。この点、UNCITRAL 立法ガイドには、種々の担保権の優劣関係が非常に詳細に規定されており、そのなかには、わが国において解釈論上未解決となっている問題について有益な示唆を与えるものも含まれている。

2. 研究の目的

本研究は、わが国における担保法制について、現時ないし将来において金融取引実務に不足ないし不備があると考えられる諸点を精査し、また、国際的な担保取引に対応することをも視野に入れつつ、これからのあるべき担保法体系について総合的かつ具体的に提示することをめざすものである。その作業の手がかりとして、本研究において主要な検討対象とするのが、前述した UNCITRAL 立法ガイドである。UNCITRAL 立法ガイドとの対比の視点からは、非典型担保の位置づけや、財団抵当制度、さらには抵当権と他の担保権の関係など、わが国で議論が錯綜しているところについて、有益な示唆を与える内容が含まれていると考えられるからである。

本研究は、UNCITRAL 立法ガイドの考察を足がかりとして、最終的には、包括的担保も含む、わが国における担保法制の再編に向けた理論的基礎と立法への足がかりをつかむことを最終的な目的としたものである。

3. 研究の方法

本研究は、次の4つ観点から行われた。

(1) UNCITRAL 立法ガイドの分析

まず第1には、担保立法ガイドの検証、分析である。UNCITRAL は最終的な文書の公表には至っておらず、暫定版の段階ではあったが、最新の情報を入れつつ、その起草作業の過程をも含め考察した。

(2) UNCITRAL ガイドの諸外国での展開

UNCITRAL 立法ガイドは、アメリカUCCの影響をもっとも強く受けたものであるから、UCCについての理解を深めることは、UNCITRAL 立法ガイドを理解するうえで不可欠となる。また、今回の UNCITRAL 立法ガイドの制定を受けて、現行の担保法制を見直そうとしている国もある。そこで、わが国への UNCITRAL 立法ガイドの応用を考えるにあたって、アメリカ、そして同ガイドが影響を与えた国のうち、ドイツとオーストラリアについて、現時における担保法制をめぐる議論状況について把握し、分析を加えた。

(3) わが国における担保取引の実態把握

わが国における担保取引の状況を把握するべく、裁判例を分析することはもとより、わが国の取引実務において、担保の運用はどのようになされているのか、また現在の担保法制のどこに問題があると考えられているのかを、実務担当者らに対する聞き取り調査なども交えつつ、幅広く集約した。

(4) わが国の担保をめぐる議論動向の分析

現在、司法外での担保権実行手続や、債権担保に関しては、さまざまな論者や研究会等が、立法論も含めたさまざまな提案を行っている。これらを精査し、その提案が担保取引の実態に適合的なものか、諸外国の担保法制との相関関係等も含め検証し、種々の学説・理論と UNCITRAL 立法ガイドとの比較考察も行った。

4. 研究成果

UNCITRAL 立法ガイドでとりわけ注目されるべき点としては、次の3つをあげることができる。

第1に、UNCITRAL 立法ガイドは、いかなる形式がとられていたとしても、その実質、目的が担保であるかぎりには、法的に担保として取り扱うべきである、という基本姿勢を明確に示していることである。この点は、アメリカ統一商事法典（UCC）第9編の内容が色濃く反映されたものであるといえる。この点、わが国における譲渡担保や所有権留保の法的構成や具体的解釈については、古くから種々の議論が展開され、近時も多く的重要判例があらわれているが、そこでは、所有権移転の形式を法的構成や解釈に反映させようとするのが一般的であるといえる。このことは、とりわけ、倒産手続下におけるこれら担保権の効力や対抗要件の取扱い等に不具合を生じさせていると考えられる。この UNCITRAL 立法ガイドの示す基本姿勢が、わが国の担保実務にとっても有用たりうるものであり、かつ、従来の具体的解釈論とも整合性をある程度もちうるのであれば、非典型担保の解釈論にも直接的に参照できるものと評価される。

こうした担保権としての統一的把握によって、たとえば、非典型担保を基礎とした物上代位権行使の解釈についても、典型担保を基礎とする物上代位との優劣等、より透明性の高い制度構築が実現可能であると考えられる。

また、包括担保を可能とする法制を構築するうえで不可欠となる、過剰担保の問題にも UNCITRAL は種々の措置を提案している点も、重要な示唆を与えるものといえる。

第2に注目したいのが、所有権留保やファイナンス・リースといった売買代金債権担保について、同立法ガイドが他の担保と平伏をあわせる形で位置づけを行っていることであ

る。わが国では、所有権留保についてなお所有権的構成を維持する見解が根強く残っているが、そのことが倒産手続下における所有権留保の取扱いに種々の不都合をもたらしていると解される。UNCITRAL 立法ガイドのような基本姿勢をわが国における解釈論に参照することにより、多当事者間における所有権留保についての対抗要件の問題についても、よりよい帰結をもたらすことができると考える。

第3には、担保権の優先弁済権実現の方法についてである。UNCITRAL 立法ガイドでは、倒産手続における担保権の取扱いについて詳細な提案がなされているが、倒産債務者をめぐる種々の利害関係人の調整を考える上で参考にされるべき点が多い。また、司法手続外での担保権実行についても正面からこれを位置づけ規定を設けようとしている点も注目に値する。清算義務が確立した後に残された非典型担保の意義を考える上で、私的実行型担保としての側面こそが重要であると筆者は解するものであるが、UNCITRAL における制度設計は、わが国において、仮登記担保法を発展的に解消させつつ、私的担保権実行の手続準則を策定するうえで、直接的に参照されるべき内容をもつものと解される。

もっとも、研究の進展につれて、なお解決を要する課題も新たに見いだされるに至っている。なかでもとくに重要なのは、包括担保における公示方法の実現方法である。わが国では、包括担保を可能にするものとして、各種財団抵当制度が用意されているが、その利用はあまりなされていない。その原因として、流動化に対する配慮が十分でないことが指摘されているが、この問題をどのように解決していくべきか、将来の担保制度の構築に向けて立法論としての検討が不可欠となるものであり、今後さらに研究を続けていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 6 件)

- ① 田高寛貴「抵当権に基づく妨害排除請求」別冊ジュリスト 196号(2009年)177-178頁(査読:無)
- ② 田高寛貴「留保所有権者が第三者に対して負う目的物撤去義務」判例タイムズ 1305号(2009年)48-53頁(査読:無)
- ③ 田高寛貴「売買契約締結後に規制対象となった物質による土壌汚染と瑕疵担保責任」月刊登記情報 586号(2010年)48-56頁(査読:無)
- ④ 田高寛貴「相続人の『当事者』性と『第三者』性の併有に関する一考察(1)(2)」民事研修 648号(2011年)2-10頁、649号(2011年)18-28頁(査読:無)
- ⑤ 田高寛貴「流動動産譲渡担保権に基づく物上代位権行使の可否」金融・商事判例 1372号(2011年)2-6頁(査読:無)
- ⑥ 田高寛貴「所有権留保の対抗要件に関する一考察」平井一雄先生喜寿記念論文集『財産法の新動向』(信山社、2012年)235-252頁(査読:無)

〔図書〕(計 1 件)

- ① 石田剛=武川幸嗣=占部洋之=田高寛貴=秋山靖浩『民法Ⅱ物権』(有斐閣、2010年)全 422 頁

6. 研究組織

- (1) 研究代表者
田高 寛貴 (TADAKA HIROTAKA)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号: 60286911
- (2) 研究分担者
なし
- (3) 連携研究者
なし

様式 C - 1 9

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書